

コード	501031001
記入日:	H22.7.7

## 事務事業途中評価表

課コード	124
課名	学校教育課
課長名	竹中次郎
担当者	湯浅季巳

作成年度	平成 22 年度
------	----------

評価対象事業名称	要・準要保護児童援助費事業
----------	---------------

事業種類	単年度繰返事業
事業期間	平成 17 年度 ~ 平成 年度

総合計画の位置付け				財務会計の位置付け	
政策コード	5	政策名称	しまの誇り・文化の育成	款コード	10
施策コード	501	施策名称	学校教育の充実	項コード	2
基本事業コード	50103	基本事業名称	教育内容の充実	目コード	3
事務事業コード	5010310	事務事業名称	小学校扶助事業費	細目コード	364
関連計画			法令・条例規則等	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	

**計画(PLAN)** ※単年度繰返事業については、全体欄を\*\*\*\*\*とする。

対象:誰、何を対象にしているのか		対象指標:対象の大きさを表す指標				
(対象1)	児童	(対象指標1)	1,313人(H21.5.1現在)			
(対象2)		(対象指標2)				
事業の概要:具体的なやり方、手順、詳細を記入		活動指標:事務事業の活動量を表す指標・達成率 (上段:全体、下段:評価年度)				
(全体)	(評価年度実績)	(指標名称)	(指標数値)	(達成率)	(達成率積算根拠)	(目標達成年度)
*****	経済的困難を抱える児童に対し、学用品費、給食費、医療費等を援助を行った。 認定審査会 8回開催	***** ① 審査会開催数	8回	100%	審査会開催回数8回÷ 予定回数8回	***** 平成21年度
		(達成率分析)	予定通り審査会を行った			
		***** ②			*****	*****
		(達成率分析)				
目的:何をしたいのか		成果指標:目的の達成度を表す指標・達成率 (上段:全体、下段:評価年度)				
経済的困難を抱える児童に対し、学用品費、給食費、医療費等を援助を行い、憲法に定める「ひとしく教育を受ける権利」を保障した。		(指標名称)	(指標数値)	(達成率)	(達成率積算根拠)	(目標達成年度)
		***** ① 要・準要保護児童数	96人	92%	要・準要保護児童数96人÷ 認定申請者数104人	***** 平成21年度
		(達成率分析)	認定申請104人であったが、援助基準に合致するのは、96人であった。			
		***** ②			*****	*****
		(達成率分析)				

**実施(DO)** ※単年度繰返事業については、評価終了した年度及び評価年度を記載し、その合計を全体計画欄に記載する。

	単位	全体計画		平成20年度以前	平成21年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度以降
		計画	実績	実績	計画	実績	計画	計画	計画	計画	
活動指標	① 回	42	42	34	8	8					
	②										
成果指標	① 人	580	580	484	96	96					
	②										
総事業費C (A+B)	千円	39,340	38,951	32,290	7,050	6,661					
直接事業費 A	千円	32,340	31,951	26,690	5,650	5,261					
人件費 B	千円	7,000	7,000	5,600	1,400	1,400					
内訳	従事職員数	人	1.0	0.8	0.2	0.2					
	人件費単価	千円	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
Cの財源内訳	国補助金	千円	478	478	399	79	79				
	県補助金	千円									
	起債	千円									
	その他	千円									
	一般財源	千円	38,862	38,473	31,891	6,971	6,582				

評価(CHECK) ※理由の欄は必ず記載すること。

妥当性	町が税金を投入して行う必要がありますか。	●ある ●ない	理由	学校教育法第25条及び第40条並びに学校保健安全法第17条の規定により、地方公共団体において適切に実施することになっている
	時代情勢や環境の変化などを考慮しても、事業を行う必要がありますか。	●ある ●ない	理由	学校教育法第25条及び第40条並びに学校保健安全法第17条の規定により、地方公共団体において適切に実施することになっている
	事業の対象・目的は適切ですか。	●適切 ●不適切	理由	学校教育法第25条及び第40条並びに学校保健安全法第17条の規定により、地方公共団体において適切に実施することになっている
有効性	現在の事業の進め方が期待されるような成果をもたらしていますか。	●いる ●いない	理由	経済的に困難な児童生徒の就学を援助する基本的な事業である。
	成果を向上させる余地はありますか。	●ある ●ない	理由	法に基き実施しており、成果を向上させる余地は無い
	事業を行わない場合の影響はありますか。	●ある ●ない	理由	法に基づく町の義務である。
	類似事業との整理統合はできませんか。	●できる ●できない	理由	類似事業はない
効率性	直接事業費を削減することはできませんか。	●できる ●できない	理由	学校教育法及び学校保健安全法により設置者負担であるが、準要保護児童生徒の援助額等については、検討の余地はある
	人件費を削減することはできませんか。	●できる ●できない	理由	最小の人員で行っており削減はできない
	受益者負担は適正ですか。	●はい ●いいえ	理由	学校教育法及び学校保健安全法により設置者の負担である

改善(ACTION)

改善策	1次評価	妥当性	現在のところ計画を見直す必要は無い
		有効性	経済的に困難な児童生徒の就学を援助する基本的な事業である。
		効率性	平成17年度より準要保護児童生徒の援助費については、国庫補助事業から交付税措置となったため、援助額等検討する余地がある
		課題に向けた改善策	特になし
	2次評価	妥当性	1次評価のとおり。
有効性		1次評価のとおり	
効率性		経費の執行については適正に行うこと。	

住民等の意見	
町の対応	

今後の事業の方向性	1次	2次	3次		1次	2次	3次	
	●	●		このまま事業を継続				類似事業と整理統合
				事業内容を見直して事業を継続				事業の休止
				事業費を見直して事業を継続				事業の廃止

※3次評価については、住民等の意見があった場合にのみ、再公表するものとする。